

# ふるさと企業いいものの発掘市 出店者募集

## 【ふるさと企業いいものの発掘市とは？】

当所では、売上拡大や販路開拓を目指す事業者を支援するため、近鉄百貨店草津店を会場とした展示即売会「ふるさと企業いいものの発掘市」を実施しています。

県内唯一の百貨店である近鉄百貨店に来店するお客様が来場者となってもらえることで、新規顧客にも出会う絶好の機会です。

本展示即売会の開催にあたっては、開催チラシを新聞折込するとともに、地元情報誌へ掲載しますので、皆様が提供されている商品等を広く周知することができ、当日だけでなく、お店の認知度向上による来客数の増加にも繋がります。

出店当日は、マーケティングの機会としていただくこともできますので、是非ご出店ください。

## 【開催内容】

開催日時: 令和5年1月6日(金)~10日(火) 10:00~20:00  
(最終日のみ 17:00 まで)

開催場所: 近鉄百貨店草津店 2階

出店料: 5,000円

申込締切: 令和4年9月30日(金)



## 【募集数】

原則、先着20事業所  
※業種は問いません

## 【その他】

- ・開催期間中 5日間とも出店(商品陳列)すること。また、会期中 2日以上、担当者が売り場スペースに常駐すること。(売り場での常駐時間は 10:00~17:00 とします)
- ・近鉄百貨店草津店の事前審査により、出店できない場合があります。
- ・別途開催する「来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意」個別相談会を受講してください。
- ・その他、出店に関する注意事項は、草津商工会議所の HP に掲載していますので、必ず事前に全てご確認の上、お申込みください。
- ・ご不明点は以下の営業日時内にお問い合わせください。

## 【申込方法】

- ・「出店申込書」「誓約書」を下記宛先まで FAX・メールのいずれかにてご提出ください。
- ※申込にあたっては、当所の HP に掲載の出店募集要項を必ず読んでください。

## 【お申込・お問い合わせ先】

草津商工会議所 中小企業相談所 担当: 鈎(まがり)  
〒525-0032 草津市大路 2 丁目 1-35 キラリエ草津 3 階  
TEL: 077-564-5201 FAX: 077-569-5692  
<https://www.kstcci.or.jp> MAIL: magari@kstcci.or.jp  
営業日時: 土日祝を除く平日 8:30~17:00

令和4年度 草津商工会議所伴走型小規模事業者支援推進事業  
草津商工会議所展示会出展支援プログラム  
『ふるさと企業いいもの発掘市』 出店募集要項

草津商工会議所では、小規模事業者における自社商品の販路開拓・拡大を支援するため、近鉄百貨店草津店を会場とした展示即売会「ふるさと企業いいもの発掘市」を実施します。是非ともご活用ください。

## 1. 参加希望事業者募集

「ふるさと企業いいもの発掘市」への参加を希望する小規模事業者、限定20社を以下のとおり募集します。

※会期を通じて得た効果等、草津商工会議所の求めに応じて、適宜報告できることが参加条件となります。

当事業運営にあたり、国、県補助金を活用しており、当日の売上や決算状況の報告が必要となるため、適宜月別の売上高等の報告、財務諸表等の提出をお願いするものです。

※以下の日程は事情によりやむを得ず変更する場合があります。

### ①参加者資格

次の各号のすべてに該当する小規模事業者であることとします。

- (1) 販路拡大に熱心であること。
- (2) 本募集要項の内容を全て確認していること。
- (3) 本所の取り組みを理解し、参加者同士協調して取り組めること。
- (4) 出店を通じて得た効果等、草津商工会議所の求めに応じて、適宜報告できること。
- (5) 別紙誓約書記載事項のいずれにも該当しないものであること。

### ※小規模事業者とは

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

### ②参加申込み

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、令和4年9月30日(金)までに草津商工会議所 中小企業相談所へお申込みください。

※お申込は先着順となり、予定数に達した時点で受付を終了します。

## 2.開催概要

会 期：令和5年1月6日(金)～10日(火)10:00～20:00(最終日のみ17:00まで)

会 場：近鉄百貨店草津店 2階

主 催：草津商工会議所

特 長：近鉄百貨店に来店するお客様が来場者となってもらえることで、新規顧客にも出会うチャンス。会話を通じてさらなる商品のブラッシュアップもできます。

単独での出店はハードルが高い百貨店にも、草津商工会議所を通じた合同展示即売会への出店で、安心のサポート体制。



### 出品する商品(製品)

出品する商品(製品)は、次の各号のすべてに該当するものとします。

- (1) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (2) 出品物の関連法規等を遵守している商品(製品)であること。
- (3) 食品表示法により義務付けられている原材料表示、28品目のアレルギー表示、製造者表示及び賞味期限が記載されているもの。但し、生肉、生魚及び売り場スペースでの調理提供はできません。

**※近鉄百貨店草津店の事前審査により、出店できない場合があります。**

### 出店条件

- (1) 価格表示は総額表示(税込価格)にすること。また、二重価格表示は認められません。  
(通常価格20,000円を催事価格10,000円に下げるなど)
- (2) 宣伝動画等売り場で流すことはできますが、BGMのみの使用は禁止されています。(動画を使用する場合は、事前にご相談ください。)
- (3) 売上金は集中レジで管理します。1決済ごとに集中レジを使用してください。
- (4) 出店初日の9:00～9:30の30分程度、近鉄百貨店草津店における接客マナー等の講義及び諸注意の説明を受けていただきます。また、お客様用施設の使用は禁止されています。従業員用をご利用ください。
- (5) 百貨店での販売という点を考慮し、カジュアルすぎない服装を心がけてください。  
※自社商品等業種特有の衣類着用、店舗のハッピ等を羽織ることは可能です。
- (6) 別途開催する「来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意」個別相談会を受講すること。

## 「来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意」個別相談会

- (1) 日 時 日程：令和4年11月10日（木）  
                  令和4年11月11日（金）  
                  令和4年12月20日（火）  
                  令和4年12月21日（水）  
                  令和4年12月22日（木）

時間：1社あたり1時間

(10:00~11:00、11:15~12:15、13:30~14:30、14:45~15:45、16:00~17:00)

※1社1回限り

- (2) 場 所 草津商工会議所・草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）  
          草津市大路2丁目1-35
- (3) 講 師 H. B e e . P l a n n i n g 代表 田尻 尚美 氏
- (4) 内 容 ・売上がアップする魅力的なディスプレイ・陳列、グラフィック、POPとは？  
          ・SNS活用でお店のファンになってもらう方法とは？  
          ・3秒で人を引きつける展示の魅せ方とは？  
          ・お客様ターゲットが広がる、店舗のブランディングアップとは？
- (5) 相談料 無料

### 負担金

- (1) 設営負担金として5,000円を草津商工会議所へ納入いただきます。
- (2) 売上歩合賃料は売上高の15%です。後日売上から15%を差し引いた金額を草津商工会議所会費引き落とし口座に振り込みます。

### 留意事項

- (1) 開催期間中5日間とも出店（商品陳列）すること。また、会期中2日以上、担当者が売り場スペースに常駐すること。（売り場での常駐時間は10:00~17:00とします）
- (2) 売り場スペースの配置については、出店者数、商品の種類を考慮し決定します。
- (3) 広報は近鉄百貨店草津店及び草津商工会議所でも行いますが、各出店者独自で積極的に発信してください。
- (4) 出店商品の陳列、独自で用意したPOP等は出店者で行っていただきます。開始時刻までに陳列等を完了させてください。
- (5) 開催時間中の撤収は認められません。  
近鉄百貨店草津店及び草津商工会議所は、商品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出店者が売り場スペースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生じる損失又は損害については一切の責任を負わないものいたします。
- (6) 開催期間中お客様とのトラブル等が起こった場合、近鉄百貨店草津店の担当者へすぐに連絡し、ご自分で解決しようとはしないでください。

### 3. 問い合わせ先

草津商工会議所 中小企業相談所  
担 当： 鈎  
T E L : 077-564-5201  
F A X : 077-569-5692

## 草津商工会議所展示会出展支援プログラム

### 「ふるさと企業いいもの発掘市」出店申込書

申込日 令和4年 月 日

事業所名			業種	
ふりがな 代表者名	①	役職		
資本金	円	従業員数	人	
所在地	〒			
Tel			Fax	
ふりがな 担当者名			部署・役職	
URL			E-mail	
商品陳列・POP 個別相談会 参加希望日時	第一希望：令和4年 月 日 : ~ : 第二希望：令和4年 月 日 : ~ : 第三希望：令和4年 月 日 : ~ : ※ご記入いただいた日時はご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。			
担当者売場常駐 予定日時 ( )内に○印 ※2日以上選択 してください	( ) 令和5年1月 6日(金) 10:00~17:00 ( ) 令和5年1月 7日(土) 10:00~17:00 ( ) 令和5年1月 8日(日) 10:00~17:00 ( ) 令和5年1月 9日(月) 10:00~17:00 ( ) 令和5年1月10日(火) 10:00~17:00			
①出店商品 ②価格 ③キャッチコピー ④HPのURL				

草津商工会議所 中小企業相談所

〒525-0032 草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津3F

Tel : 077-564-5201 Fax : 077-569-5692

# 誓 約 書

私（弊社）は、草津商工会議所展示会出展支援プログラム「ふるさと企業いいもの発掘市」の申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

## 記

- 1 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  
- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

令和4年 月 日

草津商工会議所 御中

住 所

会社名または屋号

(ふりがな)

代表者氏名

Ⓜ